

第105号議案

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成26年9月22日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の実施等に関する条例（平成23年足立区条例第
4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第24条第1項に基づく保育の実施が必要なもので、次
条に当たる」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第
20条第1項の規定に基づく認定を受けた」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条第1号中「第5条に規定する実施基準」を「子ども・子育て支
援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に規定する事由」
に改める。

第23条第2項中「第56条第9項」を「第56条第7項」に改め
る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の
施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第23
条第2項の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日以後の入所に係る申込み及びこれに対する承認その他の入所
手続については、施行日前においても、この条例による改正後の足立
区における保育の実施等に関する条例の規定の例により行うことがで

きる。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。